

(第一類 第十五号)

第一回國會 通信委員會會議錄 第二十号

(七三三)

昭和二十三年十一月十四日(金曜日)

午後一時四十五分開議

出席委員

委員長 岡田 勢一君

理事重井 鹿治君

海野 三朗君

堀川 靜雄君

成田 知巳君

小島 徹三君

長谷川俊一君

多田 勇君

森 直次君

出席政府委員

通信政務次官 雄熊 三郎君

通信事務官 小笠原光壽君

通信事務官 山戸 利生君

委員外の出席者

專門調査員 吉田 弘苗君

本日會議に付した事件

郵便法案(内閣提出)(第八二號)

○岡田委員長 會議を開きます。

これより前會に引續き郵便法案を議

題として質疑を續行いたしますが、質

疑に入るに先だちまして、森委員から、

いわゆる安全通信の問題に關し緊急質

問の申出がありますので、これを許し

ます。森直次君。

○森(直)委員 新聞によりますと、い

わゆる安全通信というように各

地に波及するように感じられますが、

實情はどんなものでありますか、御説

明を願いたい。

○雄熊政府委員 通信省管轄の事業の

内容に、とき／＼こういうことが發生

して、國民に非常な、迷惑を及ぼして

おることは何とも申譯ない次第であり

ます。ただいままでの實況について御

報告申し上げます。

新聞に出ております安全通信とい

行動が發生いたしましたのは今月の八

日からのことと聞いています。落合長崎局が十

一月の八日にこういうことを始めまし

た。それが一番最初でございます。ま

ず、世田谷局が十二日より始めており

ます。現在では江戸川局、静岡郵便局

及び北海道小樽電信局にも波及してお

る状況でございます。その内容を申上

げますと、人手が足りないから通信は

やれないのだというようなこと、あ

るいは安全通信に入るといふようなこ

とを呼號してやつておるようござい

ます。その状況はどうかというところ、相

手局が呼び出しをしても應答しない

通信を止めてしまつたり、また通信を

やるとしても、きわめて緩慢な通信を

行つておる。従つて停滯した電報は手

送を行つておる状況でございます。こ

の状況がはたして争議行為なりや否や

というところに多大の疑問があるの

であります。私どもの觀察からい

ますと、先般來行われた山嶺争議に類似

したる悪質な争議行為であるとい

う考へ方でございますが、未だ結論に到

達しておりませんために、鋭意調査中

でございます。そこでこの状況による

通信の停滯状況を申し上げますと、

十三日の現状では世田谷局では十二日

午後四時までに百五十通停滯いたしま

した。それから十三日の朝八時に二百

四十六通が東京中電局だけで未送信と

して殘されております。その遅延時間

は十七時間となつておるのでありま

す。同様は依然として沈黙しておる

という状況であります。目黒局の状況を

申し上げますと、十三日の八時に東京中

電に残つておるのが五十八通ござい

ます。小樽局は十三日の朝七時に双方

で千二百通程度が停滯しておるのであ

ります。小樽局ではまだ局からの完

全な報告はございせんが、私小樽

出身なものですから、私のところに非

公式ながら詳しい通知が小樽の一市民

から参つております。それによるとこ

の電信通信のほかに、毎日二回配達す

るのを一同に止めて、そのためには小

包の方も郵便の方は全員が出て、午前

中一生懸命皆でやつて、一回配達して

午後になるとその中の約三分の一が休

んで沿岸の荷役の勤務に行つて、非常

な高額の賃金をもらひ、加配米もら

つておる。それでそれから、三日に一度

ずつ沿岸の荷役勤務に従事しておる。

これは通信省の報告ではございせん

で、民間の私に對する私信でございま

すから、實際さうであるかどうかには

疑わしき點がございまして、けれども、そ

ういふことさえ通知を受けておる程度

で、私は自分の郷里のことでもあり、

非常に心配しております。ともあれ、

この状況が今日まで續いておりま

して、本日の状況を申し上げますと、

目黒、世田谷両局は依然として安全通

信を實施中、昨日より本日までの通信

状況は、世田谷局におきましては十三

日の通信數、送信が四百八十一通、受

信が三百九十六、發送發達が二百四十

六通、こういう状況でございます。そ

うして前日十三日の午後十時から今朝

の五時まで通信が中止されました。そ

れから午前五時から午前七時三十分ま

で通信を實施して、その間百通を通信

しております。午前七時三十分から午

前八時三十分まではまた通信を中止し

たのであります。そういう状況であり

まして、本日午前九時現在の停滯遅延

は、停滯した電報が二百三十五通あり

ます。遅延時間は十五時間になつてお

ります。目黒局は十三日に通信數が送

信が四百二十四、受信が二百六十五、

發送發達が百二十通、通信の状況を申

しますと、昨夜十時から今朝午前二時

まで通信が中止されました。午前二時

から二時三十分まで通信が實施されま

して、至急通信のみ三十通を送つてお

ります。それから引續き午前二時三十分

から六時まではまったく通信が中止さ

れております。午前六時から六時三十

分まで通信を實施いたしまして、至急

通信のみわずかにばかり送つております。

六時三十分から午前八時三十分まで三

たび通信を中止してしまつておる。午

前八時三十分以降通信がやや實施され

たような状況であります。非常にス

ローモーションにやつておるというよ

うな状況でございます。それから本日

午前九時現在停滯遅延は、電報におい

て百六十通、時間においては十四時間

遅延しておる、こういう状況でありま

す。小樽では職場大會を開催いたしま

して、一時通信を中止したのでござい

ますが、その後の状況は、前日十三日

の午前十時から當日の午後十時まで通

信を實施しておりましたが、午後十時

からけさの九時までがまったく停止さ

れておるのであります。午前九時以降

は通信が再び開始されておるような状

況でございます。これが本線の状況で

ございまして、臨時線におきましては

前日、すなわちきのうの正午から午後

の七時まで通信を實施いたしました

が、午後七時以降は再び通信上に障害

を生ずるような行為があつたようであ

ります。ところが世田谷局におきまして

は、本日午前十時三十分に至るまで組

合役員から電信局の職場大會の責任者

に對しまして、安全通信の中止の指令

が發せられました。そこで即刻その時

間から、今朝午前十時三十分から安

全通信が中止せられて平常の狀態に

復しておるのであります。その他の局

におきましては、おそろくはさういふ

状況にならうかと思ひますが、未だ手

もとには報告が参つておりません。通

じて状況は以上のごとくございませ

うが、悪質争議ともみなさるべきこの行

動といふものは、まったくわれ／＼通

信關係の責任者としては、國民に對し

て申譯ないところでございまして、實況

をつぶさに調査いたしまして、さきに

内閣から發せられた聲明書の精神

に基きまして、それ／＼責任を明らかに

にする、こういう考へで鋭意調査中な

のでございます。ただ加えて申し上げ

ておきたいことは、空通が本年五月松江大会において地域闘争でいこうということを決議し、最近また松本の大會においてさらにこれを再確認しております。それからあらか、さきの山嶺闘争のごとき、今の安全通信のごとき、いずれもこれは通信上に重大なる支障を與える懸念なる争議的行爲であると私どもは感ずるので、一體これの起つてきたゆえんのものか。本質的の問題に至りますれば、要は通信従業員諸君の生活権の確立ということもございましょう。しかしそれはまた別個の観点から、私どもは何か組合の純正なる發達を妨げるような、客觀的な一つの働きかけが、こういう運動をまゝ起さしめておけるのではなからうかと思はれるような節もあるもので、もしそれが事實だとするならば、これはゆゆしき重大問題でございまして、私どもは日本の労働運動の正統なる發達のために、國家再建のために、かくのごとき行動に對しては重大なる決意をもつて對抗しなければならぬのではなからうか、こういうことを考えておるのでございます。いすれもお詳細なることにございまして、事實が明らかにになりますと同時に、御報告申し上げたいと存じます。

○成田委員 今の問題に關しまして、ただいま推熊政府委員の最後の御説明のいわゆる生活權擁護という問題だけではない、客觀的な情勢が働きかけておるのではないかと、いふお説がありましたが、私どももこの問題については、前々から關心をもつておりまして、世上傳えるところによりまして、一部極左の思想からして、「二・一」ストの經驗から言つて、全面的なストを指向する

ことは戦術としてまずい、地域的に闘争を開始して、それを全國的なものにつめていくのが、これらの戦術ではないかというような指令が發せられておることを聞いております。全通のみならず國鐵におきまして、やは、りこういう地域闘争というものが行われておるといふことを聞いておりますので、この點につきましては十分御調査の上善慮願したいと思つてございします。それと、ただ一片の指令だけで、こういう問題は起るものではない、やはりそこに火のつくような燃えやすいものがあるといふことも考えなければいけません。現在全通側から提訴しておる問題、中務委員の取上げておる問題であります。この問題の最低額といふことも、私たちが非常に関心をもつておるのであります。先日參議院の労働委員會で末弘博士を呼んで、この問題についての質疑應答があつたので、私傍聴いたしまして、たが、そのとき末弘博士といたしまして、千八百圓ベースといふものを堅持する一つの大きな條件として、流通秩序の確立をやらなければいかぬ。それが現在できておらないとすれば、中務委員としても政府に何らかの申入れをしなければならぬのではないかと、いふようなことを言つておられました。この中務委員の裁定いかんにつきまして、近いうちに裁定があると思つて、ございします。が、もし末弘博士、中務委員の方からいふ意見が出ましたとき、政府としてはどういう態度をとるのにならうか、その御方針を承りたい。それから問題は差違つております。特に年末を控えて非常な生活難に陥つておる十一月、十二月の生活確

保の問題につきまして、たとえば歳末手當とか越年資金を出しになる方針を、政府はおもひになつておるかといふことを伺ひたい。また、○推熊政府委員 中務委員の裁定は多分本日午後二時にあるのではないかと、思つております。そのために大臣と事務次官がその方に向ひております。もし裁定があると思ひましたら、先般内閣官房長の聲明にもありましたが、われわれとしては中務委員の裁定といふものを尊重するといふ建前をとおしておるのです。しかしながら現下の國家財政が、はたして裁定を受入れる態勢にありや否や、そういう點はただ單に通信省だけの考え方では申し上げかねるのでございまして、この裁定があれば、いすれは内閣との間に通信省としては交渉をいたしまして、國家總裁の財政計とにらみ合せて、できるだけ中務委員の裁定を尊重したい。こういう方向に行く以外に途はなからうと思ひます。それから越冬資金とか生活補給金といふような問題に對しましては、目下の段階としては、具體的に實は申し上げかねるのでございします。それは中務委員の裁定を目標にして申し上げてもいいこととございします。内閣の財政上の方針等とはつきり明確になつておりませんから申し上げかねますが、われわれも、いかにいたしましては、でき得べくんば、實際に困つておる善良なる従業員の生活といふものは、最低限度ではあります。が、これを確保したい。いかにいたしましては、これを確保したい。大臣は閣議に臨まれ、私は政務次官會議などでこれを主張し、かなり深い了解をしていただいております。

な感じでおるのであります。しかしながらわれわれの考え方から言つても、相當龐大な金額になりますし、また中務委員の裁定がどの程度にあるのかといふような點もわかりませんが、いすれにしてもこのままにして過していいとは思つておりません。何らかの方法によつて、できるだけのことをしたい。こういう考えでおるのでございまして、それらについても、さよう中務委員の裁定があると思へば、ごく最近の機會において政府の方針も決定しなければなりませんし、いすれ豫算を伴うことであれば御審議を願つて、御協賛を願ひたい。本日はこの程度でひとつ御了解を願ひます。

○岡田委員長 次に通信特別會計追加豫算に關する件につきまして、多田委員から緊急質問の申出があります。これを許します。

○多田委員 本年度の追加豫算はただいま豫算總會で審議中でありまして、本委員所管の法案と重大關係をもつものも相當あるかと考えられますので、追加豫算に對する政府の意思の開陳なしには、本委員會付託の法案の審議は、その意義を著しく減殺するものであると考へるのであります。現に昨日の豫算委員會におきまして、和田安本長官は通信、鐵道料金は來年度において引上げたといふ意思表示をされておるのであります。ただいま審議中の郵便法の審議にあたりまして、われわれは本法案中に重大な要素を含むところの通信料金に關しまして、今日までの説明を聴取いたしますと、現行料金をそのまま襲つておるといふ程度に止つております。この現行料金を踏襲することが、和田安本長官の聲明通りだとすれば、暫定的な料金であるやうに考えられますし、政府が近い將來において郵便料金を値上げすることを考慮されておるといふことが、通信料金の審議にあたる本委員會に示されたかつたといふことは、非常に遺憾なことだと考へるのであります。いすれにしても、本法案の審議を進める上に、ただいま提案になつておりますところの追加豫算の通信特別會計につきまして、政府の説明を聴取いたしまして、その上で本法案の審議を進められるやうに希望いたします次第でございします。

○岡田委員長 いかがでしよう多田さん、大臣の歸り次第出てもらつて、この問題に對する答辭をしてもらふことにしては、いかがでございしますか。

○多田委員 結構でございします。

○岡田委員長 それではさういたします。

○岡田委員長 次に法案の審議に入りまして、前會においては第三章まで大體の質疑が終つておりますので、本日は第四章「郵便物の取扱」より始めます。まず政府側の説明を聴取いたします。

○小笠原政府委員 それでは第四章の郵便物の取扱に關する章につきまして、御説明を申し上げます。この第四章は、郵便物の取扱に關しまして、法律事項として規定するのを適當と考へられます。事項を規定いたしましたのであります。最後の第五十六條に「この法律に規定するものの外、郵便物の差出、交付及び配達に關し必要な事項は、

逓信大臣が、省令でこれを定める。」と
いう規定を設けたのでございます。す
なわちこの第四章に列挙してあります
ところの法律で規定するのを適當と認
める事項以外は、郵便物の取扱の手續
に關することとさせていただきますので、これ
は必ずしも法律に詳細に規定する必要
はないかと考えまして、第五十六條で
省令に委任することにいたしましたのであ
ります。

第四十條は、郵便物引受の際の申告
及び開示に關する規定でございます。
郵便物を引受ける際に郵便物の内容た
る物の種類及び性質につきまして、逓
信官署は差出人に申告を求めることが
できる規定を置いたのでございます。
この場合において、郵便物が差出人の
申告と異なつて成規に違反して出され
たという疑いがあるときには、逓信官
署は差出人にさらにその郵便物を開示
することを請求し得ることにいたしました
のでございます。もしこれらの郵便官
署の請求を差出人が拒む場合は、その
郵便物を引受けないことにする。これ
は現行郵便法の第十六條の規定の趣旨
と同様でございます。往々にして郵便
物の料金の關係、あるいはまた郵便禁
制品等に違反した郵便物が出されると
いうおそれがあったくないとも申せま
せんで、さういふ意味でこの規定を
設けたのでございます。

（委員長退席、重井委員長代理著
席）
第四十一條は取扱中に係る郵便物の
規定に關するものでございますが、こ
れもまた現行郵便法第十六條の二の規
定と趣旨はまったく同様でございます
す。原則として差出人または受取人に
開示を求めらるべきでありまして、立會の

上で開くのであります。差出人または
受取人がその開示を拒んだり、また
は開示を求めることができないとき
は、逓信大臣の指定する逓信官署にお
いて、その郵便物を開くことができる
ことにいたしましたのでございます。しか
しながら封緘した第一種郵便物につ
きましては、これは秘密保持の建前から、
その郵便物は開かないことにいたしま
して、差出人に還付することに規定い
たしたのでございます。

第四十二條は危険物の處置に關する
規定でございます。現行法におきまし
ては、郵便物の中に爆発性あるいは發
火性の物、危険な物がはいつておりま
しても、逓信官署としてはこれを告發
して、裁判所においてこれを沒收する
場合のほかは、その危険品を處置する
権能を與えられておらないのでござい
ます。そのために、危険の發生という
おそれもございますので、取扱中にか
かる郵便物が危険物でありますときに
は、その危険の發生を避けるために、
棄却その他必要の處置をする権能を四
十二條によつて與えていただくことに
したいというのがこの趣旨でございます
す。

第四十三條はあて名の變更及び取
もどしに關する規定でございます。こ
れは内容的にはさして重要な問題では
ございせんけれども、料金の關係が
ございまして、この法律に規定いたし
たのでございます。
第四十四條、轉送に關する規定で
ございます。これも現行の取扱と大體
において同様でございます。

第四十五條は受取人の證明でござ
います。逓信官署は、郵便物の受取の
眞偽を調査するため、受取人に對して
必要な證明を求めることができる。こ
れを規定したのであります。また、こ
れは現行郵便法第十一條とまったく同
一の規定でございます。

第四十六條はこの法律またはこの法
律に基き省令に規定する手續を経て郵
便物を交付した場合に、正當の交付
をしたものとみなすという規定でござ
います。成規の手續を経ております場
合には、かりに差出人の實質的に希望
した人でない人に配達した場合におい
ても、その一切の取扱の手續が法律
並びに省令に規定する手續を経ており
ます場合には、正當に交付をしたもの
とみなす免訴規定でございます。何分
にも非常に多數のものを取扱います關
係上、法律關係を簡易に處理いたしま
すために、かような規定が現行郵便法
第三十二條でも規定されておるので
ございまして、それをそのまま踏襲し
たのでございます。

第四十七條は郵便差出箱、すなわち
ポストを私設する場合の規定でござ
います。
第四十八條はそのポストを私設した
場合の料金に關する規定でございま
す。
第四十九條はその料金を納付する期
日に關する規定でございます。

第五十條は郵便私書箱、すなわち今
日郵便私書箱と言われておりますが、
集配所が取扱つております郵便局に設
備してあります所の私書箱に關する規
定でございます。その料金はやはり
現行の料金をそのまゝこの法律に踏襲
いたしましたのでございます。

第五十一條は料金未納または料金不
足の通常郵便物に關する規定でござ
います。これは現行郵便法の趣旨と同
様に、料金が未納であつたり、あるい
は料金が不足である通常郵便物で特殊
取扱としていないものは、受取人がそ
の不納金額の二倍に相當する金額を納
付して受取ることができる趣旨を規定
いたしましたのでございます。

第五十二條は、郵便物を還付する場
合の規定でございますが、受取人に交
付することができない郵便物、すなわ
ち受取人が所在不明であつたり、ある
いは受取人が受取を拒絶した場合に
は、その郵便物はこれを差出人に還付
することにいたしましたのであります。ま
たこの法律またはこの法律に基き省令
の規定に違反して差出された郵便
物は、これまた原則として差出人に還
付するのでございます。いわゆる成規
に違反した場合には取扱の要件に合
致しないわけでありまして、これは
還付する。ただ例外的に第三十二條第
五項すなわち第二種郵便物を第一種郵
便物として扱う場合、成規に違反した
郵便物がきは第一種郵便物として取扱
うことになつております。この場合
と、それから第八十一條の郵便禁制品
を差出した場合において、裁判によ
つてそのものを沒收する場合、それ
から四十二條の規定によりまして、逓
信官署が危険品を棄却いたしました場
合、並びに前條の規定によりまして不
納金額の二倍の料金を納付して受取人
が受取る場合だけを例外として、それ
以外の場合は原則として成規違反の郵
便物はすべて差出人に還付するという
趣旨でございます。郵便物の差出人が
還付すべき郵便物の受取を拒みまし
たときには、その郵便物は國庫に歸屬
するというのが第三項の規定でござい
ます。要するにこの規定におきまして一

つ問題は、この受取人に交付するこ
とができない郵便物というのには、受
取人が受取を拒絶する場合を含んでお
ります。また郵便物の差出人が還付す
べき郵便物の受取を拒むということが
第三項に包含されておまして、いづ
れも現行郵便法の建前から申します
と、料金を完納してある郵便物は受取
人は受取るべき義務を今日はいもつて
るのであります。また差出人は料金を
完納した郵便物を還付した場合に、
還された郵便物を受取らなければなら
ない義務を現行郵便法で負つてゐるの
でありますけれども、今回の法案にお
きましては、それらの受取義務を一般
的に課するということとは、自由權を制
限することになりますので、この一般
的な受取義務はこれを設けないことに
いたしましたのでございます。従つて料金
が完納されてゐる郵便物につきまし
て、受取人はその受取を拒むことがで
きる、差出人はその還付を拒むことが
できるというところになつてゐるので
ございます。

第五十三條は郵便物を還付する際
に料金をどうするかという規定でござ
います。書留もしくは保險扱とした通常
郵便物、または小包郵便物を差出人に
還しますときには、差出人は新たに當該
郵便物の料金及び書留料または保險扱
料を納付しなければならぬという趣
旨でございます。なお法規違反により
まして郵便物を還します場合には、差
出人は次に掲げる區分に従ひまして料
金を納付しなければならぬことに
いたしましたのでございます。すなわち、料
金の未納または不足であるときは、そ
の不納金額の二倍に相當する額、また、

第五十三條は郵便物を還付する際
に料金をどうするかという規定でござ
います。書留もしくは保險扱とした通常
郵便物、または小包郵便物を差出人に
還しますときには、差出人は新たに當該
郵便物の料金及び書留料または保險扱
料を納付しなければならぬという趣
旨でございます。なお法規違反により
まして郵便物を還します場合には、差
出人は次に掲げる區分に従ひまして料
金を納付しなければならぬことに
いたしましたのでございます。すなわち、料
金の未納または不足であるときは、そ
の不納金額の二倍に相當する額、また、

本来書留または保険扱として差出さなければならぬ通信または貴重品を、普通扱で出した場合には、書留料の二倍に相當する額をそれ／＼徴収することにいたしましたのであります。

第五十四條は還付することのできない郵便物の處理方に関する規定でございます。還すことができない場合は、逓信大臣の指定する逓信官署でその郵便を開いてみるのでございます。開いてみても、なおかつ配達することのできないし、還すこともできないというものは、逓信大臣の指定する逓信官署においてこれを保管するのであります。保管する場合におきまして、その郵便物が有價物でないものは、その保管を開始した日から三箇月以内にその交付を請求する者がない場合は、これを棄却し、もし有價物で滅失毀損のおそれあるもの、または保管のため過分の費用を要するものは、それを賣却いたしましたして、その賣却手数料を引いて上で殘額を保管する。これらの保管されたものに對しまして交付を請求する者がないときは、保管を開始した日から一年を経過して國庫に歸屬するといふことにいたしましたのでございます。これは大體現行郵便法の第十五條と同様の趣旨でございます。

第五十五條は誤つて配達された郵便物の處理でございますが、郵便物の誤配達を受けた者は、その郵便物にその旨を表示して郵便出箱に差入れ、またはその旨を逓信官署に通知しなければならぬことにいたしましたのであります。この場合間違つてその郵便物を開いた者は、これを修補いたしましたして、間違つて開いた旨並びにその氏名、住所または居所を表示してもらうことに

いたしましたのであります。

○重井委員長代理 それでは第四章に對する質疑はありますか。質疑がございませぬば、第五章郵便物の特殊取扱について政府側の説明を聴取いたします。

○小笠原政府委員 第五章は郵便の特殊取扱に関する規定でございます。すなわち第五十七條にどういふ種類の特殊取扱をするかというのを明示いたしましたのでございまして、その種類としては書留、保険扱、連達、引受時刻證明、配達證明、内容證明、代金引換、特別送達及び年賀特別郵便の取扱を規定いたしましたのでございます。以下各條はそれ／＼の特殊取扱の内容と、その料金を規定いたしましたのでございまして。

第五十八條は書留の規定でございます。料金は現行通りでございます。

第五十九條は保険扱に関する規定でございます。現行におきましては、

これまで價格表記という名前を使つておつたのでございます。しかしながら價格表記という名前は、一般に非常に理解されにくい名稱のように考えられますのでむしろ端的に、その制度の内容が、名前を開いただけで比較的理解しやすいような名稱にすることの方が適當と考えまして、保険扱という名前にいたしましたのであります。その内容においてその郵便物の引受から配達に至るまでの経路を書留の場合と同じようにすべて記録をいたしまして、もし送達途中でその郵便物をなくし、または毀損した場合に、その郵便物を差出す際に逓信官署に差出人から申出があつた損害賠償額の全部または一部

を賠償することにいたしましたのであります。その最高額は五千圓といたしました。もし差出しの際に五千圓の保険扱にかけたおいた郵便物が、郵便官署の過失によつて亡失いたしました場合には、これは五千圓を賠償するという趣旨でございます。もちろんその損害賠償額は郵便内容たるものの價値よりも超えてはいけないうことにいたしました。その一部である場合には差支えがないといふことにいたしましたのでございまして。

料金は現行の料金とまったく同じ基準を採用いたしましたのであります。が、現行は、最初の料金の段階を、通貨の場合におきましては千圓を單位にいたしておりますが、本案におきましてはこれを五百圓に下げたのでございまして。従いまして、料金を、現行料金は千圓まで二十圓とありますのを、五百圓に直しますと十五圓といふことになりました。料金の基礎をいたしましては、はまつた同じでございますが、初めの段階が千圓から五百圓に下りました關係上、五百圓以下の保険扱にいたします場合は結局現行料金よりはそれだけ安くなるということになるわけでございます。この料金の基準は現行の料金をそのまま踏襲いたしましたのでございまして。

第六十條は連達郵便の取扱でありまして、これも現行をそのまま踏襲いたしました。

第六十一條は引受時刻證明でありまして、これも現行同様でございます。

第六十二條は配達證明であります。配達證明の料金は、現行は五圓といふことになつておりますが、その手数をら見まして、ほかとの權衡上、これは特に十圓とすることにいたしましたことを考へております。

第六十三條は内容證明であります。これも現行をそのまま踏襲してございまして。

第六十四條の代金引換はこれまで現定上は現行とまったく同じでございまして、戦争中以來代金引換の制度はこれを停止したしておつたのでございまして。今回この郵便法案が成立いたしましたれば、代金引換の業務を再開することにいたしましたと考えておるのでございまして。戦時中停止したしております關係上、その最高金額とか料金とかいうものは、以前の最高額あるいは料金をそのまま踏襲するわけにはいきませんので、ほかとの權衡を考えまして最高額は五千圓、代金引換料は十圓といたしましたのでございまして。

第六十五條は代金引換の取消及び引換金額の變更に関する規定でございます。これもこれまでの規定と同様でございます。

第六十六條は特別送達に関する規定でありまして、民事訴訟法の第六十九條、百七十一條、百七十七條に掲げられた方法によつて送達するものを特別送達という名稱にいたしましたのでございまして。この規定によりまして民事訴訟法あるいはその他の訴訟關係の法規の實體は、この特別送達の方法によりまして送達されることになるわけでございます。

第六十七條は年賀特別郵便の取扱でございます。これは逓信大臣が省令で必要な事項を定めることができることに規定いたしました。逓信大臣が年賀特別郵便の制度を再開するのを適當と認めます場合におきまして、必要な事項を省令で定めることができるように、その權限を法律によつて委任する規定でございます。

○重井委員長代理 それでは第五章に對する質疑はこれを許します。

○櫻川委員、第六十條の連達の場合であります。小包郵便の場合、同一市町村内において發着する場合に、料金を逓信大臣は半額まで低減することができるというやうな規定になつております。しかし連達の場合こそ手数の關係等から見ても、最も必要ではないかと考へるものであります。ここにどういふ特別規定がないのはどういふ意味でありますか。

○小笠原政府委員 この連達郵便の場合におきましては、大體一番經費のかかりますのは配達面でございます。もちろん連達郵便物は引受けてから途中の運送も、できるだけの郵便物よりは早く行くように計畫しておりますけれども、一番の特色は、配達郵便局に届きましたから、普通の郵便物ですと、一日に一回または二回しか配達しないのですが、連達郵便の場合におきましては、今日においては一日に數回、特に連達郵便物だけの配達をいたしております。また戦前におきましては、連達郵便物が配達郵便局に到着いたしましたとき、ただちに電報のように、一通でももつていつて配達するのがその特色なのでございます。従つて連達郵便料金の最も主要な要素は結局配達の經費なのでございます。これは運距離のものでも近距離のものでも、配達という點から見ると同じことであります。従つて小包の場合のように、市内その他のものに限つて特に低減するといふ方法は考へないわけでございます。

○宮澤委員 簡単な質問でございます。うに、その權限を法律によつて委任する規定でございます。

ますが、この場合は損害賠償額を限度とする賠償額、すなわち一部の毀損、または一部の損失でございますから、その毀損または損失した賠償額を賠償するわけでございますが、その限度は損害賠償額をもつて限度とするという趣旨でございます。第四號は、引換金を取立てないで代金引換とした郵便物を交付した場合は、これはもちろん引換金額を賠償するわけでございます。今のは損害賠償の原則でございますが、ただなおこの損害賠償の問題につきましては、免責の規定を第六十九條に設けたのであります。すなわち損害が差出人もしくは受取人の過失、當該郵便物の性質もしくは缺陷または不可抗力によつて發生したものであるとき、すなわち不可抗力と申しますれば、通信官署の故意もしくは過失に基かないで生じたものであるときには、その損害を賠償しない。が、このような趣旨の規定でございます。

第七十條は、郵便物を交付いたしました場合に、外部に破損の跡がなく、かつ重量に變りがないときには損害がないものと一應法律で推定することにより、たしだのことでございます。もちろん外部に破損の跡がなくとも、損害があることが立證されましたときには、前の二箇條の規定によりまして損害を賠償するわけでございます。

第七十一條は、郵便物に損害がある郵便物の受取人または差出人が考えられなかった場合には、郵便物の受取を拒絶されるわけでございまして、その場合には通信官署は、受取人または差出人の出頭を求めて、その立會のもとにその郵便物を開いて損害があるかないか、その程度はどれだけであるか

た賠償金を返し、その郵便物の交付を請求することができるとしたのでございます。○重井委員長代理 それでは第六章に對する質疑はこれを許します。○多田委員 第六十八條の損害賠償の規定であります。この前の委員會で小包取扱について、普通小包郵便の制度を廢止して全部書留小包の制度にしたという精神からの御説明があつたのであります。今日小包郵便を出す場合に損害をこうむつた際には相當程度の損害が生ずると思ふのであります。小包郵便を書留制なしに小包全部を書留と同じ取扱にしようという最初

の考え方のように取扱ふことができないかどうか、この點をひとつ伺いたいと思ひます。○小笠原政府委員 ただいまのお話の點はごもつともございまして、大體六、七割までは書留小包を利用してゐるわけでございまして、萬一なくなつた場合は、今日の物價事情から非常に申譯のない損害をおかけするので、すべて書留扱いの小包も實は考えたのでございまして、しかし料金の點におきまして、たとへばエキマまでの小包では普通が五圓、書留扱いが十圓となつておりますので、これを一本にする場合、六、七割までは書留を利用しておられますから、八圓ないし九圓の料金を設定しなければならなくなり、從來書留を利用してゐた方は料金がむしろ下つたような形になります。普通小包を利用してゐた方に三、四圓の値上げになるので、萬一なくなつても賠償してもらふ必要がない、大した有價物でないものを送る人のことを考えると、普通扱いの小包制度を全然やめてしまふこと

もどんなものだろうかと思ひまして、差出す方のお考えの自由選擇によつて利用していただくわけでございまして。○重井委員長代理 他に御質問ございませんか。○質疑なしと呼ぶ者あり。○重井委員長代理 御質問がございませぬば、この際おはかりいたします。本日は第六章の損害賠償の規定までについて、散會いたしたいと思ひますが、いかかでございますようか。○異議なしと呼ぶ者あり。○重井委員長代理 それでは先ほどの多田委員の、通信特別會計追加豫算に對する大臣の説明は、次會まで留保することいたします。本日はこれにて散會いたします。午後二時五十五分散會

第七十二條は、郵便物受取による損害賠償請求權の消滅に關する規定であります。○重井委員長代理 御質問がございませぬば、この際おはかりいたします。本日は第六章の損害賠償の規定までについて、散會いたしたいと思ひますが、いかかでございますようか。○異議なしと呼ぶ者あり。○重井委員長代理 それでは先ほどの多田委員の、通信特別會計追加豫算に對する大臣の説明は、次會まで留保することいたします。本日はこれにて散會いたします。午後二時五十五分散會

第七十三條は、賠償請求權に關する規定であります。損害賠償の請求權者は原則として郵便物の差出人、すなわち所有者であります。その承諾を得た場合には受取人もまた賠償請求權をもつことに規定したのであります。○重井委員長代理 それでは先ほどの多田委員の、通信特別會計追加豫算に對する大臣の説明は、次會まで留保することいたします。本日はこれにて散會いたします。午後二時五十五分散會

第七十四條は損害賠償請求期間の規定であります。賠償請求權はその郵便物を差出した日から一年間行わないことによつて權利が消滅するといふ規定でございます。これは大體現行郵便法の趣旨を踏襲いたしておる次第でございます。○重井委員長代理 御質問がございませぬば、この際おはかりいたします。本日は第六章の損害賠償の規定までについて、散會いたしたいと思ひますが、いかかでございますようか。○異議なしと呼ぶ者あり。○重井委員長代理 それでは先ほどの多田委員の、通信特別會計追加豫算に對する大臣の説明は、次會まで留保することいたします。本日はこれにて散會いたします。午後二時五十五分散會

最後に七十五條は損害賠償をした後において、その郵便物を發見した場合の規定であります。その場合におきましては、賠償を受取つた方は、その通知を受けた日から三箇月以内に受取つ